

国立大学法人愛媛大学監事監査規則

〔平成16年 4月 1日〕
規則第 184号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「国大法」という。）第11条第4項から第6項まで及び第9項の規定に基づき、監事が行う国立大学法人愛媛大学（以下「法人」という。）の監査及び意見の提出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第2条 監査は、法人の業務の適正かつ効率的な運営を図るとともに、財務及び会計の適正を期することを目的とする。

(監査の種類)

第3条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 定期監査は、第6条に規定する監査計画に基づき行う。

3 臨時監査は、監事が必要と認める場合に行う。

(監査の方法)

第4条 監査は、書面監査及び実地監査により行う。

2 監査の手續その他監査の実施に関して必要な事項は、必要に応じ学長と協議の上、監事が別に定める。

3 監事は、監査を実施するに当たり、愛媛大学の教育研究の特性に十分配慮しなければならない。

(監査の補助)

第5条 監事は、監査室の職員に監査の業務を補助させることができる。

2 監事は、必要と認めるときは、学長の承認を得て、前項の職員以外の職員に臨時に監査の業務を補助させることができる。

3 前2項により監査の業務を補助する職員（以下「補助職員」という。）は、監事の指揮命令の下に当該業務の補助に従事するものとする。

4 補助職員は、業務遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(監査計画)

第6条 監事は、毎年度初めに監査計画を作成し、速やかに学長へ提出するものとする。

ただし、臨時監査については、この限りでない。

(重要な会議等への出席)

第7条 監事は、法人の業務、管理運営及び経営に係る重要な会議等に出席し、意見を述べるることができる。

(監査への協力義務等)

第8条 監事は、監査の必要に応じて、役員（監事を除く。以下同じ。）及び職員に質問し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

2 前項の場合において、監事は、事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 役員及び職員は、監事（補助職員を含む。）が行う監査に協力しなければならない。

(書類の調査)

第9条 監事は、国立大学法人法施行規則（以下「施行規則」という。）第1条の3に基づき、文部科学大臣に提出する書類を調査しなければならない。

2 前項の場合において、役員又は職員は、必要に応じ、次条に規定する回付に先立ち、監事に説明するものとする。

（監事に回付する文書）

第10条 次の各号に掲げる文書は、あらかじめ監事に回付しなければならない。

- (1) 文部科学大臣に提出する前条の文書
- (2) 前号以外の文書で行政機関等に提出する重要な文書
- (3) 契約に関する重要な文書
- (4) 訴訟に関する重要な文書
- (5) その他法人の業務又は財務及び会計に関する重要な文書

2 次の各号に掲げる文書は、監事に回付しなければならない。

- (1) 文部科学大臣から発せられた認可又は承認の文書その他重要な文書
- (2) 前号以外の行政機関等から発せられた重要な文書
- (3) その他法人の業務又は財務及び会計に関する重要な報告又は供閲等の文書
（監査結果報告書等の作成等）

第11条 監事は、監査結果に基づき、監査結果報告書を作成し、速やかに学長に提出しなければならない。

2 監事は、必要があると認めるときは、監査結果報告書に意見を付すことができる。

3 監事は、施行規則第1条の2に基づき、監査報告を作成し、学長に提出しなければならない。

（改善措置等）

第12条 学長は、監査結果報告書に基づき是正又は改善すべき事項がある場合は、速やかに是正又は改善の措置を講じ、その結果を監事に回答しなければならない。

2 監事は、前項の回答を受け、是正又は改善の状況についての確認を行うものとする。

（文部科学大臣への意見の提出）

第13条 監事は、国大法第11条第9項の定めるところにより文部科学大臣に意見を提出するときは、あらかじめ学長にその旨を通知するものとする。

（監事への報告義務）

第14条 役員又は職員は、他の役員又は職員による不正行為、国大法若しくは他の法令の違反行為又は著しく不当な行為の事実があると認めるときは、速やかに、その旨を監事に報告しなければならない。

2 役員又は職員は、前項のほか、業務上の事故又は異例の事態が発生したときは、速やかに、監事に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年10月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月23日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。